

第68回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成22年11月9日（火）

招集場所 米子市役所401会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 石橋 明広 2番 福田 司 3番 小原 晋輔 4番 高西 史郎 5番 潮 秀男 6番 安田 浩
7番 松原 幹人 8番 隠樹 赳 9番 森中 喜輝 10番 角田 忠雄 11番 林原 成子 12番 遠藤 泰三
13番 松林 貢 14番 井田 正 15番 唐来 新市 16番 竹中 忠美 17番 倉敷 敏成（部会長）

欠席委員 なし

事務局 仲田会長 渡邊事務局長 松浦主査兼農務係長 大許主幹 宅和主幹

日程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議席の決定

4 議事録署名委員の指名

5 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第33号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第34号 農地利用集積円滑化事業規程の決定について

6 報告事項

- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後 1 時 3 0 分

(農地法各条申請地調査)

議長 (倉敷委員)

そいたしますと現地調査に引き続き第 6 8 回農地部会を開催いたします。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

それでは議席番号 7 番の松原 幹人委員と議席番号 8 番の隠樹 昶委員にお願いいたします。

また本日の欠席は、ございません。

それでは審議に入りたいと思います。3 ペ - ジ、議案第 3 1 号をお願いいたします。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。

4 ページ、番号 28 の両三柳についてですが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号 28 の両三柳について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が、農地を効率よく利用するため、自作地に隣接する農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は 39 a となります。

提出書類に不備はありませんでした。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますでしょうか。

8 番（隠樹委員）

譲受人が、自作地に隣接する農地で 92 m²を市外に居住している譲渡人から贈与を受けようとするものです。

当事者同士の関係は他人ですが、譲渡人が市外に転居した後から長年譲受人がこの農地を管理・耕作している経緯もあり贈与ということで契約したものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号 29 の河崎について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号 29 の河崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、親子間の世帯内における贈与であります。

取得後の経営面積は 76 a で変わりありません。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さんからの報告がございますでしょうか。

8 番（隠樹委員）

母親の所有する農地、面積 1,141 m²。同居の息子に贈与するものです。

許可申請については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。特に付け加えますと、受け人の妹が海外におられまして、父親の死亡時に相続手続きに難儀されたこともあって、この度、生前贈与しておくとのことです。

議長（倉敷委員）

事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号 30 番の下新印について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号 30 の下新印について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が農地を効率的に利用するため、自作地に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は 94 a となります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんなにか報告がございますでしょうか。

9 番（森中委員）

譲渡人が耕作しておりましたが、耕作するのに機械が入らないということで毎年譲受人に断って入っていたようなことでして、譲受人が農地を効率的に利用するため、自作地に隣接する農地 180 m²を売買により取得しようとするものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号31の高島について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号31の高島について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が経営規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。今月申請が出ています利用権設定分と合わせて取得後の経営面積は52aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんなにか報告がございませうか。

9番（森中委員）

譲受人が農地を効率的に利用するために、現在自作地に隣接する農地744㎡を売買により取得し耕作しようとするものです。

許可要件については特に問題ありませんし、現地調査の結果きちんと耕作されていたことを確認しましたので報告させていただきます。

議長（倉敷委員）

事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございませうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号32の河岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号32号の河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が農地を効率よく利用するため、自作地に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は51aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんにか報告がございますでしょうか。

2番（福田委員）

本件は、譲受人、譲渡人もう1名、3名の3分割されています構造改善された一枚の田んぼでございます。譲受人の農地が真ん中であって耕作上不便であるということで、隣の譲渡人の所有地を売買により取得して耕作の利便を図りたいということでの申請でございます。特に問題ないと考えられますので審議よろしくをお願いします。

議長（倉敷委員）

事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

4番（高西委員）

ちょっと参考に聞いてみたいですが、この3箇所の案件は地理的に非常に近くの農地ですが、売買の価格は分かりますか。というのは、自分も農業委員しているというわけではないですが、土地改良区の理事をしたりしてますが、中には農業を辞めたいという人もあって、辞めるには借金をきれいにして辞めたいと、しかし、売られる人は指値を言われる。それは、農地を処分して借金をきれいにして後に残さないという気持ちが強いものですが、買う人はどうかというと、農業がこういう状態、農地ばかりじゃなく下がっていると双方の考えがうまくいかないもので。

農業委員会でこのあいだも売買価格調査がありましたがなかなかいい具合にならない。参考までに実際どのくらいで売買されているのかちょっと聞いてみたいと思ひまして。

事務局（宅和主幹）

（申請農地売買価格報告）

4番（高西委員）

いや、だいたいわかりました。

議長（倉敷委員）

進行します。次に番号33の淀江町西原について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号33の淀江町西尾原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が農地を効率的に利用するため、自作地に近接する農地を交換により取得しようとするものです。取得後の経営面積は188aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんにか説明がありますでしょうか。

15番（唐来委員）

譲受人が農地を効率的に利用するために、自作地に近接する農地139㎡を農地以外の土地との交換により取得しようとするものです。農地以外の土地ですが、原野です。それが譲渡人の屋敷の隣接地です。許可要件については特に問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

事務局説明と地元委員さんから説明がございましたが、何かご意見ございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして5ペ-ジの議案第32号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号37の上福原についてですが、私が地元委員として説明したいと思いますので議長を交代いたします。

（議長交代・・・倉敷部会長から石橋部会長職務代理へ）

議長（石橋委員）

それでは、番号37、上福原について説明をお願いいたします。

17番（倉敷委員）

申請者は議案のとおりです。申請地は、上福原の田で面積は1,878㎡です。

申請地は、見ていただきましたとおり道を挟んで市街化区域の反対側ですが、店舗敷地としては、立地条件も良く、コンビニエンスストアを計画しています。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあり、また周辺の農家も賛成しています。汚水は、公共下水道に接続します。水道・ガス管・下水管が埋設されている道路の沿線の区域でございます。周辺には病院や学校もございます。第3種農地に該当しますので、転用することについて問題ありませんので審議をよろしくお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今番号37について説明がありました、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと議長を交代いたします。

（議長交代・・・石橋部会長職務代理から倉敷部会長へ）

議長（倉敷委員）

番号38の高島について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

9番（森中委員）

バスから見ていただきました駐車場の件ですが、売買で買われて、そのあと駐車場として に貸し付けるというものでございます。いずれにしても土地改良区の同意、実行組合の排水同意もありますし、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で第2種農地に該当すると思われ、転用することについて問題ないと思われ、審議をよろしくお願いします。

議長（倉敷委員）

番号38について、説明がありました、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして番号39の富益町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（竹中委員）

39番の議案について説明いたします。申請者は、議案のとおりです。富益町の畑で面積は369㎡です。

県営工事の資材置場として一時転用するものです。関係者の同意もあり問題ないと思われまますので、審議をよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

番号39について地元委員さんから説明がありましたが、ご意見ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして7ページ、番号40と41、葭津の件ですが、一体利用の転用ですので、一括審議したいと思います。

地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（石橋委員）

関連しますので40番、41番の議案について一括して説明します。申請者は、議案のとおりです。申請地は、葭津の畑で面積はそれぞれ248㎡です。申請者が、持分の2分の1をお互いに贈与し、共有の進入路として利用するものです。

土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、第2種農地に該当すると思われまます。転用することについて問題ありませんので、審議をよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

番号40、41について、地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして、8ページ、議案第33号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

9ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が8件、所有権移転が1件ございます。

それでは、11ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号11-1から番号11-8までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが5筆4,947㎡、畑に関するものが11筆8,611㎡ございます。

番号11-1は、認定農業者の規模拡大の要望による借り入れで、設定後の経営面積は、147aとなっております。

11-2から11-5までは、いずれも再設定でございます。

11-6は、移譲年金受給のため世帯内で使用貸借するもので、設定後の経営面積は、136aとなっております。

11-7は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人設定後の経営面積は、52aとなっております。

11-8は、再設定でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局から番号11-1から番号11-8まで説明がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。

次に14ページ、所有権移転各筆明細について審議いたします。番号11-1について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

番号11-1は、買い受け人の規模拡大の要望により、田を取得する案件でございます。設定後の経営面積は、165aでございます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして、15ページ、議案第34号をお願いいたします。

農地利用集積円滑化事業規程の決定について、別紙農地利用集積円滑化事業規程の決定について、農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の規定により決定を求めます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

農地利用集積円滑化事業規程についてでございますが、9月部会で少し説明をさせていただきましたが、この度の農地法等の改正で、経営基盤強化促進法で農地利用集積円滑化事業が新たに創設されました。

この農地利用集積円滑化事業を実施する団体は、この事業規程を定め米子市の承認を受なければなりません。その際農地売買等事業を実施する場合は、農業委員会の決定を経ることとされております。

この度、実施団体である西部農協から、事業規程を定め米子市に承認申請がございましたので、ご審議いただくこととなりました。

事業内容につきましては、別に資料をお配りしております。鳥取西部農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業についてと書いております。この円滑化事業には、3つ事業がございます。農地所有者代理事業と農地売買等事業、研修等事業でございます。この農地売買等事業を実施団体が行う場合は、農業委員会の決定を経なければならないとなっております。

農地所有者代理事業につきましては2つ事業がございます。代理事業として、委任を受けて、売渡し、貸付け、農業経営又は

農作業委託を行うというもの。それから保全管理、この保全管理は×をつけていますが、JA はこれは実施しないということでございます。

それから売買等事業につきましては、買い入れて売り渡しを行うことについては、JA は行わないということで、ここに×が付いております。そして借受けて貸付けは行うということでございます。それから売買等事業で借受けた農地を活用しまして研修事業あるいは他事業といった事業が出てきております。円滑化事業規程そのものは、国が示している事業規程例を参考に、実施しない事業部分を除いて作成されたものでございます。

なお、実施しない事業につきましては、JA 中央会からの指導で、どこの農協もこのような対応であると聞いております。

鳥取県内で JA が実施団体となりますのは、鳥取市の一部、倉吉、西部では大山町と米子市と伺っております。なお日吉津につきましてはまだ返事をいただいていないということでございます。

なお、9月部会で、事業実施にあたっては、農協に来てもらって説明してもらおうというお話がございましたが、この事業の具体的実施内容につきましては、まだ固まっていないということでしたので、この度は見送りまして、事業実施の準備が整い次第、事前に農協に来てもらって、十分に説明していただくように申し入れをしております。つきましては、事業規程についてこの内容でよろしいかということでご審議をお願いしたいと思っております。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問等がございますでしょうか。

5番（潮委員）

この規程は今までないのではっきり分かりませんが、高齢化社会になって貸したいという人がたくさん出てきた場合に、現実にまず農協に言うのですか。

事務局（松浦主査）

ここらあたりが市とか農協ですとか農業委員会との連携が必要になってくるころだと思います。

申請書はすべて農協、円滑化団体に集まっていくこととなりますが、そこで利用調整を図っていくこととなりますが、利用調整にあたりましては、おそらくは営農センターですとか農業委員さんですとかに帰ってくることもあると思います。

4番（高西委員）

みんな分かったような分からないような顔をしているが、言葉は悪いけども。こういったものを2日3日前に送ってきて、審議してほしいというのはおかしいと思う。それは、この前も言ったけど、問題が大きいので、これはこれだけでも委員会を開いて、農協に一つずつ説明を受けながら、具体的にどうかということを知って、そして委員が良く理解したうえでどうするかをしないといけないと思う。

他の人は分かっているかもしれないが自分は分かったとはいえない。

議長（倉敷委員）

事務局、どうですか。農協ともう少しつめて次の部会に再度提出されたらどうですか。

4番（高西委員）

農協とつめてじゃなく農協に来てもらって具体的に説明してもらわないと。

議長（倉敷委員）

事務局で説明が出来るならいいですが、それが出来ないなら。

4番（高西委員）

時間をかけないといけないと思う。要件だけいってこれでどうかというのはいけないと思う。

議長（倉敷委員）

皆さんどうですか。このままだと前に進まないが。

2番（福田委員）

農協さんが事業規程をもってこられたということは、農協の内部体制としては機関決定、たとえばこういうことをやりましょうということは出来てるんですか。

事務局（松浦主査）

この事業規程の承認につきましては総代会で決められたと。9月にご案内をしておりましたが、若干文言が整理され理事会で訂正をしてこの度申請されたところです。事務局は営農企画課が事務担当をしております。

この事業規程の承認を受けて、実施方法を定めるために営農販売委員会、これが常勤理事と非常勤理事10名で構成されているそうですが、営農販売委員会に今後どういう体制でやっていくのか諮られると聞いています。その後理事会で承認を受けて事

業にはっていくということで、その前段にこの事業規程の申請があったところです。

4 番（高西委員）

事務局として具体的な説明を受けたのか。説明を受けていないものをわからないまま進めて誰が答えるのか。

きちんと説明してもらってよく理解したうえで委員会として採択して、農協に頑張ってもらおうということでないといけないと思う。

13 番（松林委員）

代理事業や売買事業を農協が全部するとなった場合、農業委員会の仕事は何処に出てくるのか。農業委員会の審議が必要なくなるのか。

事務局（松浦主査）

審議は必要です。事業の内容といたしましては4条にございますが、関係機関が十分に連絡調整を図るというふうにあるわけですが、まず白紙の委任状が農協に出ます。借り手を捜します。そこでマッチングしたら利用権設定なり3条できちんと許可をとる必要がありますので、農協で完結する中身ではありません。

あくまでも農地情報を保有して、貸し借りを円滑にするための農地情報をもつということです。その次に持った情報をうまく次の人に貸していくと、ただ貸すにあたっては農協だけでは出来ないでしょうからそれをどうやっていくかということです。マッチングが出来たら必ず利用権設定か3条の許可が必要です。

13 番（松林委員）

代理事業の趣旨で、農協が委任を受けて売渡し、貸付け、農業の経営、農作業の委託を行うと書いてあるから、あと農協が委託を受けたら、全部最後まですると解釈するわな。その場合農業委員会が入る余地がないわな。

事務局（松浦主査）

農作業受託は許可が必要ありませんので受託は置いときまして、使用貸借、所有権移転等は許可が必要です。

13 番（松林委員）

だけど規程の中で農協にさせるとなっていればそっちに中身がいつてしまっていないのか。だから農協に来てもらって、中身聞かないと今みたいな話が出るので、一度いい機会に来てもらって説明してもらって。私みたいに思う者もいるから説明してもら

ったら。

9 番（森中委員）

いいですか。そういう貸付けとか何とかというのは、農協はわからないと思う。事務局の考え方を言って農協がこういった規程の中でこういったことになる、今の質問から言うと事務局の方できちんとその辺は説明をしないと農協が来たからといってそのへん説明できないと思うよ。

役員会の部会長や部会長代理、会長や会長代理、その辺と事務局は十分詰めてないの。詰めて部会長が提案しているのと違うのか、事務局から提案したのか。そのあたりをきちんと整理しておかないといけないのでは。

事務局（松浦主査）

事前に中身をお配りしておりますので、そのあと役員会を開いて。

9 番（森中委員）

中身について十分討議してないの。

議長（倉敷委員）

今日の状態で、こう意見がでてくれば前に進まないの、事務局も大変ですがもう一度詰めて協議していただいて、この件は次回に回してこの会を進行したいと思いますが、いかがですか。

（異議なしの声あり）

4 番（高西委員）

だから、それは別の機会に説明会を開いて。委員の皆さんによく理解してもらって。

議長（倉敷委員）

そういたしますと、この件につきましては次回に回して再度審議することにいたします。

審議事項は以上ですが、続いて報告事項に移ります。

25 ペ - ジ、（ 1 ）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 19 から 22 までの 4 件を受理しています。

続きまして、26 ペ - ジ、（ 2 ）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 27 から 27 ペー

ジ番号 31 までの 5 件を受理しています。

続きまして、28 ページ、(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、番号 7、8 の 2 件を受理していません。

続きまして、29 ページ、(4) 非農地現況証明について、番号 20 から 24 までの 5 件を証明しています。

続きまして、(5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、30 ページのとおり鳥取地方裁判所米子支部に回答しております。

続きまして、31 ページ、(6) 農地転用現況確認書交付について、番号 32 から番号 34 までの 3 件を交付しています。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議会議員の事務報告)

議長 (倉敷委員)

ただ今会長から報告がございましたが、これについてご意見ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

本日予定していました審議は以上ですが、議題などの追加等はございませんか。

6 番 (安田委員)

(彦名地区でのやみ小作をしている者に対する認定農業者の誘いの件について質疑あり。ことの経過が不明なので、地元農業委員と事務局とで協議するようということ終了)

議長 (倉敷委員)

他にはないですね。そうしますと、先月 21 日に役員会を開きまして、利用権設定における下限面積の運用について相談いたしました。その件について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (松浦主査)

利用権設定の下限面積の運用について、先月農地農政両部会でいろいろご意見をいただきまして、利用権設定の理念と違うの

ではないかといった意見もございましたが、概ね、大方の委員さんは同意いただいているということで役員会で相談させていただきました。

そしてお手元にお配りしておりますが、こういう形で運用したいということで、今日明日の両部会で説明しご了解いただければと思い再提出いたしました。内容といたしましては、原則下限面積を適用するんですが、10a以上で下限面積に満たない方が、例えば弓浜とか作り手がいないところを作りたいといわれたときに、資料に用意していますが、営農計画書にこういう形できちんと耕作しますと書いていただきまして、裏面にありますが、地区農業委員さんに確認いただくと、そして農業者と農業委員さんが出会っていただくということをもって、下限面積を10aまで利用権の使用収益権に限って引き下げて運用させていただきたいと思います。

整理といたしましては、遊休農地の解消と、先ほどやみ小作のことが出ましたが、やみ小作の解消、やはりきちんと許可をとっていただいて作っていただきたいという指導もかねまして、貸し借りの面積引き下げの見直しをさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局から説明がありましたがご意見ご質問等がございますでしょうか。

12番（遠藤委員）

利用権設定については、この営農計画書をだせば10a以上でも結べるという内容ですか。

事務局（松浦主査）

そういうことです。

議長（倉敷委員）

どうですか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので。

事務局（松浦主査）

そういたしましたら明日の農政振興部会でも説明いたしまして、決定しましたら皆様に改めて営農計画をよろしくとお願いしたいと思います。

2 番（福田委員）

利用権設定に限り 10a 以上ということで限定すると現在非農家の人も当然対象になるわけで、どういう格好で周知するの。

事務局（松浦主査）

利用権設定ですので、農林課と相談をしながら周知を図りたいと思います。

議長（倉敷委員）

ほかにございませんか。ないようですので事務局から連絡事項があればお願いします。

事務局（松浦主査）

（以下連絡事項を説明）

（ 1 ）平成 2 3 年度建議（案）について

（ 2 ）遊休農地パトロールに伴う物品配布について

（ 3 ）平成 2 2 年田畑売買価格等に関する調査について

議長（倉敷委員）

皆さん他にございませんでしょうか。ないようでしたら、第 6 8 回農地部会を閉会したいと思います。

皆さんどうもご苦労様でした。

閉 会 午後 4 時 1 5 分